

島本町

統合型 G I S ・ 公開型 G I S 導入等業務

仕様書

令和 6 年 4 月

島本町

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、島本町（以下「発注者」という。）が実施する「統合型GIS・公開型GIS導入等業務」（以下「本業務」という。）について適用する。

(目的)

第2条 本業務は、発注者が保有する令和5年度島本町航空写真撮影等業務成果をもとに島本町域の都市計画基本図の修正及び道路台帳の電子化を行い、これらのデータを管理・運用する統合型GIS及び統合型GISと連携した公開型GISをクラウド方式により導入し、庁内で情報資産の共有・相互利用を可能にすることで行政事務の効率化・高度化を図るとともに、地図に関わる様々な情報を公開することで、住民・事業者等が来庁せずとも情報を入手できる環境を構築し、住民・事業者等への行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(準拠法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、下記法令・通達・基準等に準拠して実施すること。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (4) 地理空間情報活用推進法（平成19年法律第63号）
- (5) 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月閣議決定 国土地理院）
- (6) 作業規程の準則（国土交通省告示第250号 令和5年3月31日一部改正）
- (7) 国土交通省道路施設現況調査要項
- (8) 国土交通省国土地理院「国土基本図図式規程」
- (9) 統合型GIS推進指針（平成20年3月 総務省）
- (10) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
- (11) 普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）
- (12) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (13) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (14) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (15) 島本町公共測量作業規程（申請：平成20年9月12日、承認：平成20年10月6日 国国地第611号）
- (16) 島本町財務規則（平成11年規則第12号）
- (17) 島本町情報セキュリティポリシー
- (18) その他の関係法令及び通達、条例・例規並びに諸規則等

(提出書類)

第4条 受注者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届・照査技術者届（資格証、業務経歴書、雇用証明の資料「健康保険証の写し等」）
- (5) その他、発注者の指示する書類

(実施体制)

第5条 本業務実施にあたり受注者は、以下のとおり技術者を配置すること。なお、管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。

- (1) 管理技術者 高度情報処理技術者の資格を有する者であり、統合型GIS関連の業務実績を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経験を有する者。
- (2) 照査技術者 空間情報総括管理技術者の資格を有する者であり、統合型GIS及び公開型GIS構築・運用の業務実績を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経験を有する者。
- (3) 担当技術者 都市計画基本図の修正、道路台帳の電子化、統合型GIS及び公開型GIS構築・運用の業務実績を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経験を有する技術者を担当分野毎に配置すること。

(守秘義務)

第6条 受注者は個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、本業務の遂行上知り得た内容、個人情報及びその他一切の事項を、いかなる場合でも第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

- 2 受注者は、発注者が求める守秘義務に万全を尽くすよう、従事者の教育及び指導を徹底しなければならない。

(情報セキュリティ)

第7条 受注者及び業務従事者はセキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理を実施すること。本業務において知り得た情報に関する秘密、その他、発注者の事務に関する秘密事項等を第三者に漏洩してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(貸与資料)

第8条 発注者は受注者と協議の上、業務を実施するため必要とみなされる関係資料等を受注者に貸与するものとする。

- (1) 受注者は、貸与された関係資料等についてその重要性を十分に認識し丁寧に扱い、盗難、紛失または損傷させてはならない。万一、盗難、紛失または損傷させた場合は、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- (2) 受注者は、貸与された関係資料については、本業務の目的以外にこれを使用してはならない。なお、関係資料を複写または複製する必要がある場合は、発注者に文書で報告し、承諾を受けるものとする。
- (3) 受注者は、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに返納するものとする。

2 本業務の貸与資料は「別紙1 貸与資料一覧」のとおりとする。その他必要な資料が発生した場合は、随時発注者と協議することとする。

(諸事故の処理等)

第9条 本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害に対しては、受託者の責任において一切解決することとする。受託者は、発生原因・経過・内容を速やかに発注者に報告することとする。

(再委託)

第10条 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者へ書面により報告し、発注者の承認を得なければならない。

(成果品の帰属)

第11条 受注者は、本業務の成果品に関する所有権及び著作権法に規定する複製権、貸与権、翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作権の権利については、成果品の引渡しと同時に発注者に譲渡するものとする。この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。

(完了検査)

第12条 受注者は、本業務完了後に発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

2 受注者は、システム構築を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届、その他必要書類を提出するものとする。

(疑義の解決)

第13条 本仕様書の記載内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。ただし、業務遂行上必要と認められる軽微な内容については、受注者の費用及び責任において実施し、本業務の遂行に支障を来さないよう努めなければならない。

(履行期間)

第14条 本業務の期間は以下のとおりとする。

- (1) 都市計画基本図の修正
契約締結日の翌日から令和7月3月19日まで
- (2) 道路台帳の電子化
契約締結日の翌日から令和7月3月19日まで
- (3) 統合型GIS及び公開型GISの構築
契約締結日の翌日から令和7月3月19日まで
- (4) 統合型GIS及び公開型GISの運用
構築完了の日から令和12年3月31日まで

第2章 業務概要

(業務概要)

第15条 本業務の作業概要は以下のとおりとする。詳細は次章以降によるものとする。

(1) 共通項目	1 式
(2) 都市計画基本図の修正	
① 数値地形図の修正 (レベル 2500)	16.81 km ²
② 縮小図作成 (レベル 5000 及びレベル 10000)	1 式
③ 都市計画関連データ修正	1 式
(3) 道路台帳の電子化	
① 道路台帳電子化 (レベル 500)	76.00 km
② 調書作成	1 式
③ 告示資料作成	1 式
(4) 統合型GIS	
① システム構築・操作説明会など	1 式
② 運用・保守	1 式
(5) 公開型GIS	
① システム構築・操作説明会など	1 式
② 運用・保守	1 式

第3章 共通項目

(計画準備)

第16条 受注者は、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画および作業体制についての計画を立案し、作業実施計画書として取りまとめ発注者の承認を得ることとする。

2 資料収集整理は、本業務にて必要となる資料について発注者より貸与を受け、整理することとする。借用時には、目的と利用方法について発注者からの了承を得るものとし、借用書の提出を必須とする。

3 本業務は、パッケージをベースとしたシステム構築であるが、システム化領域の確定、制約条件の整理、発注者が求める機能・非機能要件の整理を行うことのほか、搭載するレイヤ構成・権限設定等についても発注者と協議の上、整理することとする。

(打合せ協議)

第17条 打合せ協議は、業務着手時、業務分野（都市計画基本図の作成、道路台帳の電子化、統合型GIS・公開型GIS）ごとに各2回、業務完了時に1回は実施するものとするが、発注者又は受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を実施するものとする。

(実施要件)

第18条 本業務で導入する統合型GIS及び公開型GISは、都道府県または市町村の以下導入実績を満たすシステムとする。

- (1) 統合型GIS及び公開型GISは、円滑なデータ連携を実現し、安定的な運用を図ることが可能であるシステムであること。
- (2) 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）による地域情報プラットフォーム準拠製品としてGISユニットの準拠登録した製品であること。
- (3) ブラウザで動作し、ノンプラグインで動作可能なシステムであること。
- (4) (1)に記載のシステムに関する操作方法や機能に関する質問等を集約、対応可能な窓口を持ち、電話、メールで問い合わせを行えること。
- (5) 本業務で作成した都市計画基本図等データを表現するにあたり、データの変換や大規模な修正及び根本的なデータの再編集を必要とせず、容易に搭載できるシステムであること。

(データセンターの要件)

第19条 統合型GIS及び公開型GISに係るデータセンターの要件は次のとおりとする。

- (1) データセンターは日本国内に立地していること。
- (2) 建築基準法の新耐震基準を満たした耐震構造または免震構造であること。
- (3) 防水対策が取られている事。サーバールームは、設備機器に影響を与えないよう、水を使用しない不活性ガスの消化設備を備えていること。
- (4) 避雷対策がとられていること。J I S規格に準じた避雷施設に加え、内部雷保護システムに対応した雷対策を生じること。
- (5) 24時間365日稼働対応していること。
- (6) 電力会社から2系統以上で受電していること。停電時に非常用発電設備を有し、発電設備がサーバ機器に電力供給可能になるまで、十分な容量を保持する無停電電源装置が設置されていること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001)適合性評価制度の認定を受けていること。
- (8) データセンターへの入退室管理が有人とセキュリティ管理システムを合わせて行っていること。
- (9) 入退室管理は生体認証や監視カメラの設置等の対策が講じられていること。
- (10) サーバやファイヤウォール機器の通信機器等は二重構造化とし、システム停止がないよう対策を講じること。
- (11) バックアップ機器を備えていること。障害発生時には迅速にデータ復旧が可能であり、バックアップ先についてもセキュリティ対策を十分に講じていること。

(統合型G I S及び公開型G I Sの動作検証)

第20条 受注者は、統合型G I S及び公開型G I Sについて、環境設定、データセットアップを行った後に運用試験及び業務遂行の検証を行い、正常動作を確認することとする。

(業務報告書)

第21条 本業務で実施した内容をとりまとめ、業務報告書として整理し、成果品として提出するものとする。

(サービスレベルアグリーメント)

第22条 本業務で導入する統合型G I S及び公開型G I Sのサービスレベルアグリーメント(S L A)については、システムの運用開始前までに、受注者から案を提示し、その内容について発注者の了承を得ることとする。

第4章 都市計画基本図の修正

(地図情報レベル等)

第23条 受注者は、既存の都市計画基本図及び令和5年度撮影の航空写真成果を利用して、地形の経年変化修正を行う。なお、地図情報レベルの位置精度は次のとおりとする。

- (1) 地図情報レベル : 2500
- (2) 水平位置の標準偏差 : 2.50m以内
- (3) 標高点の標準偏差 : 1.0m以内
- (4) 等高線の標準偏差 : 1.0m以内

(予察)

第24条 受注者は、現地調査の着手前に、貸与する航空写真、参考資料等を用いて、調査事項、調査範囲、作業量等を把握するために予察を行う。内容については次のとおりとし、その結果を航空写真、参考図、野帳等に記入し、現地調査における基礎資料とする。

- (1) 旧数値地形図データのファイル構造の良否及びデータの良否についての点検
- (2) 新設又は移転改埋などを実施した基準点の調査
- (3) 各種資料図等の利用可否の判定
- (4) 旧数値地形図データと航空写真等の資料との照合による修正箇所抽出
- (5) 地名、境界等の変更の調査及び資料収集
- (6) 実施順序及び作業方法の決定

(現地調査)

第25条 受注者は、予察の結果に基づいて、作成する地図情報レベルと同等に引き伸ばした航空写真及び各種資料を活用し、次に掲げるものについて、現地調査を実施する。また、必要に応じて、補備測量を行うものとする。

- (1) 予察結果の確認
- (2) 航空写真上で判読困難または判読不能な事項
- (3) 航空写真撮影後の変化状況
- (4) 図式の適用上必要な事項
- (5) 注記に必要な事項
- (6) その他特に必要とする事項

(修正数値図化)

第26条 受注者は、予察結果等に基づき、航空写真からデジタルステレオ図化機を用いてステレオモデルを構築し空間的位置関係を再現し、地形・地物等の座標値を取得して、修正数値図化データを記録する。

2 使用するデジタルステレオ図化機は、数値図化時にデータの取得状況や結線情報が図形としてモニタリングでき、かつ編集機能を有する装置とする。また、画像計測性能は、0.1画素以内まで読めるものとし、所定の精度を確認するため、作業着手前に点検調整を行うこと。

3 修正数値図化における地上座標系は、0.01m単位とする。

4 修正データについては、周辺地物との整合性が確保されるよう、必要に応じて修正箇所周辺部についてもデータ取得を行う。

5 標定は、外部標定要素又はパスポイント、タイポイント等の成果を用いて、空中写真のステレオモデルを構築し、地上座標系と結合させること。

6 標定時のステレオモデルの残存縦視差は、画素寸法の単位で1画素以内とし、地上座標系との水平位置及び標高の誤差は、次のとおりとする。

- (1) 地図情報レベル : 2500
- (2) 水平位置 : 1.25m以内
- (3) 標高値 : 0.5m以内

7 修正数値図化の範囲は、パスポイントとタイポイントで囲まれた範囲とする。

(修正数値編集)

第27条 現地調査等の結果に基づき、図形編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成する。

2 現地調査等において収集した図面等の資料をもとに、注記等の情報はスキャナを用いた対話処理等にて数値化し、図形編集装置に入力した後に、追加、削除、修正等の編集処理を行うこととする。

3 等高線データは、スクリーンモニター又は地図情報レベル2500と同等の縮尺にて、インクジェットプロッタを用いて出力を行い、矛盾箇所等の点検を行うこととする。

4 点検及び現地補測等のため、編集済みデータを用いて、製品仕様書に準拠した図式にて地図情報レベル2500と同等の縮尺で、インクジェットプロッタを用いて出力を行い、目視にて必要項目の点検を行うものとする。また、編集済みデータの論理的矛盾等については、点検プログラム等を用い自動処理にて点検を行うこととする。

5 本町と隣接する自治体との境界部分について、各自治体の数値地形図データとの整合を図り、1/2500都市計画基本図の図郭内に空白を作らないように加工する。

(数値地形図データファイルの作成)

第28条 修正数値編集により作成された修正済み数値地形図データをもとに数値地形図データファイル(DM形式)を作成し、電磁的記憶媒体に記録する。

- 2 製品仕様書で規定しているデータ品質を満たしているか評価するために、製品仕様書に含まれる品質評価手順書に基づき品質評価を実施する。
- 3 数値地形図データファイルのメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について作成する。

(縮小編纂(レベル5000))

第29条 受注者は、前条までで作成したレベル2500数値地形図データを縮小編纂し、レベル5000数値地形図データを作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。

- 2 レベル5000数値地形図データの作成にあたっては、以下の内容を基本とし、発注者と協議の上、決定する。
 - (1) レベル2500数値地形図におけるコード体系に準拠した地形地物の間引き
 - (2) 線種の変更
 - (3) 注意及び記号等のサイズ調整、再配置、重複注記の削除
 - (4) その他表現事項

(縮小編纂(レベル10000))

第30条 受注者は、前条までで作成したレベル5000数値地形図データを縮小編纂し、レベル10000数値地形図データを作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。

- 2 レベル10000数値地形図データの作成にあたっては、以下の内容を基本とし、発注者と協議の上、決定する。
 - (1) レベル5000数値地形図におけるコード体系に準拠した地形地物の間引き
 - (2) 線種の変更
 - (3) 注意及び記号等のサイズ調整、再配置、重複注記の削除
 - (4) その他表現事項

(都市計画関連データの作成)

第31条 受注者は、前条までで作成した数値地形図データと既存の都市計画関連データを重ね合わせて予察を行い、地形の経年変化修正に伴う都市計画関連データについて修正を行うものとする。その際、地図情報レベルは2500及び10000で行うものとし、地形地物との矛盾が生じないように注意を払うこと。

- 2 修正するデータは次のとおりとする。
 - (1) 用途地域

- (2) 防火地域・準防火地域
- (3) 高度地区
- (4) 都市計画道路
- (5) 都市計画公園
- (6) 都市計画緑地
- (7) 都市計画施設
- (8) 土地区画整理事業
- (9) 地区計画
- (10) 景観計画区域
- (11) 生産緑地地区

3 都市計画関連等データファイルは、Shape ファイル形式で作成することとする。

4 都市計画関連データ修正後、縦覧図及び統括図として、各 1 部出力図を作成することとする。また、縦覧図及び統括図の印刷用データとして、各縮尺、各図郭の PDF ファイルの作成も行うものとする。

5 修正済み都市計画基本図は、統合型GISで扱うデータ形式に変換するものとし、以下の内容に注意することとする。

- (1) データ形式は、統合型GISで扱うことが可能な Shape ファイル形式とする。
- (2) 都市計画基本図は、修正数値図化（レベル 2500）DMデータをもとに作成すること。
- (3) 注記については、大きさ・位置や出力時の大きさ・位置等は現在地形図の設定と同一になるよう調整すること。また、注記の重なりがないよう、サイズや位置に留意し配置すること。
- (4) 旧字体で表記すべき名称がある場合は、発注者の指示に従うこと。

（成果品検定）

第 3 2 条 受注者は、本業務の成果物のうち、次に該当するものは、公益社団法人日本測量協会または、それに準ずる第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を成果物に添付して提出する。

数値地形図データ	地図情報レベル 2500（Bランク） 3km ² （1図郭程度を想定）
----------	--

（製品仕様書作成）

第 3 3 条 受注者は、本業務において作成する都市計画基本図及び都市計画関連データについて製品仕様書を作成することとする。製品仕様書は、発注者受注者協議の上、最終的な内容を決定し、とりまとめることとする。作成する成果品は製品仕様書に基づき作成すると共に、規定するデータ品質を満たしているかを品質評価手順に基づき評価することとする。評価の結果、品質要求を満たしていない項目が発見された場合は、適宜修正を行うこととする。

第5章 道路台帳の電子化

(予察)

第34条 受注者は、発注者が貸与する令和5年度撮影の航空写真撮影成果及び道路台帳図ラスタデータ等を用いて、航空写真画像と地形を比較し、時点修正箇所
の抽出を行う。なお、予察する範囲は全延長(76km)を対象とする。また、予察
の結果は位置図及び時点修正箇所一覧表にとりまとめ、後続の道路台帳補正作業
及び今後の補正検討のための基礎資料として使用するものとする。

(既成図数値化(地形項目))

第35条 受注者は、道路台帳図ラスタデータ等をもとに、デジタイザ(座標観測
機)を用いて、道路の管理区域を確認できるよう、道路区域内の地形項目をデジ
タル化し、数値地形図データ(地図情報レベル500)を作成する。データの取得に
あたっては、各取得項目にコード分類を行い、所定のレイヤごとに入力を行う。
なお、取得するデータの測量精度はレベル500とする。

【道路】

取得する地形項目	地図情報レベル
道路縁(街区線)	地図情報レベル 500
徒歩道	地図情報レベル 500
トンネル内の道路	地図情報レベル 500
建設中の道路	地図情報レベル 500

【道路施設】

取得する地形項目	地図情報レベル
道路橋(高架部)	地図情報レベル 500
横断歩道橋	地図情報レベル 500
地下横断歩道	地図情報レベル 500
車道・歩道	地図情報レベル 500
石段	地図情報レベル 500
道路のトンネル	地図情報レベル 500
中央分離帯	地図情報レベル 500
駒止	地図情報レベル 500
側溝 U字溝蓋無し	地図情報レベル 500
側溝 U字溝蓋有り	地図情報レベル 500
側溝 L字溝	地図情報レベル 500

取得する地形項目	地図情報レベル
側溝地下部	地図情報レベル 500
雨水枿	地図情報レベル 500
植樹帯	地図情報レベル 500

2 既成図数値化により取得した地形情報を数値編集し、道路台帳現況平面図データを作成する。数値編集の項目、内容は次のとおりとする。

(1) 図面間接合

図面間のデータ接合及び整合を実施すること。

(2) データ間断

図上表現しないデータに間断フラグを付加（データとしては連続で取得するが、図上表現しないデータに出力時に表示しないよう、データに属性を付加）すること。

(3) データ連続化

真幅道路などデータを連続で取得するものを点検し、連続化できていない箇所を編集すること。

(4) 位置図表現補助

人工斜面の補助線・橋のひ開部等、地図表現として必要な項目のデータを作成すること。

(5) データ整合

地形図としての見栄え、データとして論理的構造になっているかを、出力図及び論理チェックにて確認すること。

3 受注者は、本作業までに作成した道路台帳現況平面図データを、日本測地系から世界測地系へ座標変換する。また、座標変換後は、所定の精度管理表を作成し、精度管理を徹底することとする。

（既成図数値化（台帳項目））

第36条 受注者は、前条までに作成した道路台帳現況平面図データに、貸与する道路台帳図を参照して台帳項目を入力し、道路台帳図データを作成する。データの取得にあたっては、取得項目ごとにコード分類を行い、所定のレイヤごとに入力を行う。また、後の構造化データ作成やシステム運用を意識し、必要な空間属性、主題属性を網羅できるようデータ入力を行う。なお、取得する項目は、次のとおりとする。

(1) 図形入力する項目

ア 道路の起点及び終点

イ 道路区割線

(2) 属性入力する項目

ア 路線名称

- イ 路線番号
- ウ 舗装区分
- エ 区割番号
- オ 歩道の分類

(3) 図形・属性ともに入力する項目

- ア 道路幅員
- イ 側溝幅員
- ウ 構造物情報（橋梁・踏切・トンネル）

（ハイブリッド接合編集）

第37条 受注者は、前条までに作成した道路台帳現況平面図データ（地図情報レベル500）と、前章で作成した数値地形図データ（地図情報レベル2500）とのデータ編集を行い、異なる精度の地物が重なり合うハイブリッド処理（接合編集）を行い、島本町基盤地図データを作成する。なお、ハイブリッド処理（接合編集）にあたっては、次のことに留意して編集を行うこととする。

接合箇所の状態	接合方法
接合により位置座標の変化量が位置精度の制限を超えることなく、本業務で作成する製品仕様書の規定を満たすことが出来る場合	同一点は、優先順位にしたがい、地図情報を接合する ※優先順位とは、接合時に地図精度レベルが高い地図データを優先することをいう。
接合により位置座標の変化量が位置精度の制限を超え、本業務で作成する製品仕様書の規定を満たすことが出来ない場合	接合を行わず、協議事項として発注者に報告し、協議により発注者の指示に従う。

2 接合編集にあたっては、異なる時期に作成された地図情報の境界部において、同一点の未到達、重複、ずれを一致させ、位置整合を向上させる作業とする。なお、次の技術上の基準を適用する。

重ね合せの状態	調整方法
位置精度が低下することなく、地図情報の共用が可能な場合	相対位置の調整をすることなく、地図情報をそのまま利用する。
位置精度が低下する等、地図情報の共用の推進に支障が生じる場合（道路縁と建物の重なり等）	情報内容について必要な調整を行う。 相対位置の調整は、地図情報間の包含、一致、オーバーラップ、接合及び離接の関係について、製品仕様書の規定を満たすこと。

重ね合せの状態	調整方法
	相対距離の調整は、地図情報間の相対距離に関して、製品仕様書の規定を満たすこと。

3 相対位置の調整は、地図情報の項目間の相対的な位置関係を調整する作業とする。なお、前項の技術上の基準を適用する。

(数値地形図データファイル作成)

第38条 受注者は、作成した道路台帳現況平面図データから数値地形図データファイルを作成する。

(調書のデジタル化)

第39条 受注者は、発注者が貸与する道路台帳調書（紙及びExcelデータ）をもとに、道路台帳調書データ（区間情報データ）を作成する。

(調書集計演算チェック)

第40条 受注者は、道路法施行規則及び国土交通省道路施設現況調査要項に基づき、前条で作成した道路台帳調書データと過去に入力した調書データを合算させて集計する。集計する調書データは、次のとおりとする。

- (1) 道路現況調書（総務省様式）
- (2) 道路施設現況調査（国土交通省1号から7号様式）
- (3) 実延長調書
- (4) 橋調書
- (5) トンネル調書
- (6) 交差調書
- (7) 橋梁台帳
- (8) トンネル調書
- (9) 交差台帳
- (10) 道路台帳
- (11) 道路橋梁調書
- (12) 道路増減調書

2 詳細なデータの追加及び更新データを入力する際に、プログラム処理によりマッチングを行い、各データに脱落や重複がないかを総合的にチェックするとともに、過去のデータとの整合を図りながら更新を行えることとする。

3 処理プログラムは、データの更新、補正が一括（すべての認定路線）で処理できるシステム（例えば、任意路線の幅員ごとの集計等が可能であること。）とする。

(構造化データ作成)

第41条 受注者は、既存の道路台帳図をもとに、路線別に各種調書が集計可能となるよう、必要な項目単位（路線番号・道路種別・道路幅員別・起終点等）で区間割とした道路構造化データを作成し、図面間接合補正及び論理点検処理を加えてシームレス化するものとする。

2 受注者は、地形項目ベクトルデータ、台帳項目ベクトルデータ、道路構造化データを重ね合わせた道路台帳図データを作成するものとする。

(既存調書集計との整合性確認)

第42条 受注者は、前条で作成した構造化データとデジタル化した調書データを比較し、台帳図データと調書データの整合性を確認する。また、整合性確認の結果は位置図及び不整合箇所一覧表にとりまとめ、後続の道路台帳補正作業及び今後の補正検討のための基礎資料として使用することとする。

(調書作成)

第43条 受注者は、前条までに作成した情報をもとに、道路台帳調書データを更新及び集計する。なお、本作業における調書は、更新区間単位に追加・補正・削除を行うこととする。また、更新する内容は次のとおりとする。

- (1) 路線情報
- (2) 区間情報
- (3) 構造物情報

(告示資料作成)

第44条 受注者は、発注者の指示に基づき会議用及び告示用資料を作成する。

(成果とりまとめ)

第45条 受注者は、前条までに作成したデータをもとに統合型GISにセットアップするデータをとりとめる。なお、道路台帳調書データは、各路線とデータリンクするよう設定する。また、道路台帳図製本を1部作成することとする。

第6章 統合型GIS

(統合型GIS基本要件)

第46条 統合型GISの構築における基本条件は、以下のとおりとする。

- (1) LGWAN-ASPのパッケージ製品とすること。
- (2) 発注者が提供するレイヤ等の地図情報を受注者が保有するLGWANデータセンターより配信し、職員端末のブラウザから利用可能な仕組みとすること。
- (3) 利用状況及びIT情勢の環境変化に応じて、新たなOSやブラウザへの対応を追加費用なしで逐次実施し、少なくともシステムの構築完了から5年間は最適な状況で利用できるサービスを提供すること。バージョンアップ等を行う際は、発注者の利用環境には影響を及ぼさずに、最適な状態を保つことができること。
- (4) 庁内で地図情報を利用するあらゆる業務で地図情報の登録や検索、分析等を行えるものであるとともに、利用するユーザーの管理及び利用権限を設定する等により、適切な各部署間の情報共有が可能であること。
- (5) 職員による操作において、専門的な知識や経験がなくてもスムーズに業務が行えるようわかりやすい操作性や画面構成とともに、ストレスのない動作速度を有すること。
- (6) 将来的な業務量の増大や機能拡大に備え、ストレージの増強など柔軟に対応可能であること。
- (7) レイヤ及びマップは構築後も技術的に無制限で追加可能であること。
- (8) ユーザー又は課単位でレイヤや属性情報等に関してデータの閲覧、更新、印刷、出力等の権限設定を行えること。
- (9) ログインやレイヤの作成、編集、印刷等の操作ログはユーザー単位で取得でき、システム上での閲覧、検索機能等を有すること。
- (10) 測地系や座標系、縮尺が異なる搭載データについても重ね合わせ等による活用が行えるよう設定可能なこと。
- (11) 同時接続数は以下のとおりとし、最大同時接続数での負荷が高い運用下であっても、オンライン処理における検索や操作に係る応答を概ね3秒以内で対応可能なシステムとすること。

統合型GIS：10ライセンス

住宅地図：10ライセンス

- (12) LGWAN経由により、庁内職員がストレス無く利用できること。発注者のLGWAN接続系ネットワーク帯域は10Mbpsである。
- (13) 以下の現在の業務環境において、正常作動すること。また、これらの後継バージョンにも追加費用等の発生なく対応できること。

① OS：Windows 10 Pro または Windows 11 Pro

- ② C P U : Intel Core i3-8130U ~ Intel Core i5-1235U
- ③ メモリ : 4GB以上
- ④ ブラウザ : Microsoft Edge または Google Chrome

(システム環境構築・初期設定)

第47条 受注者は、システム構築・データセットアップに先立ち十分なシステム検証を実施した上で、本システムを稼働させるために、動作環境の設定・調整を行うものとする。

(データベース構築)

第48条 統合型GISの構築にともない、データベースの構築は以下のとおりとする。

- (1) 本業務を実施するにあたり、システムに搭載するデータは別紙2「統合型GIS搭載データ概要」を基本とするほか、受注者・発注者協議の上で決定することとする。発注者は搭載データをShape形式等汎用的なデータ形式にて受注者に貸与するものとする。貸与するデータは変換を行ってもよいが、データの破損及び改変等が起こらないよう細心の注意のもとに作業を行うこと。また、受注者はこれらの搭載データについて最終更新日のものをシステムにセットアップすること。
- (2) Shapeファイル形式以外の情報については、受注者により、システムに登載可能なよう、データ化を行うものとする。ただし、ベンダー独自の形式で、変換不能であるものを除く。
- (3) 施設等の情報に関しては、地図データではなく、住所情報を含むテキストデータで提供する。その際は、受注者のもとで住所情報よりGISデータを作成すること。なお、最終的な位置の確定に関しては、発注者の確認後に行うものとする。
- (4) 画面上に表示する際、また、印刷図として紙面に印字する際には、平面直角座標系で表示させるものとし、可能な限り測量精度を厳密に保った形での地図表現を行うこと。
- (5) 関係図書が法令等で定められている情報については、その印刷書式に則った正確な色表現、ライン及びハッチングパターンを設定すること。
- (6) 使用頻度の高い、標準的なA4・A3サイズの印刷レイアウトを設定すること。印刷レイアウトには、地図の方位記号、縮尺、印刷日時、印刷ユーザー名の要素についても印字できるよう設定を行うこと。なお、印刷レイアウトの詳細については、発注者と受注者の協議の上決定すること。
- (7) 統合型GISを利用するユーザー情報を登録すること。なお、ユーザー情報は発注者がデータで準備し受注者に貸与する。受注者は貸与されたユーザー情報を基に下記の設定を登録すること。

- ・ 所属部署名
- ・ 所属コード
- ・ ユーザー名称
- ・ ユーザーID
- ・ パスワード
- ・ 管理者権限の有無
- ・ 閲覧権限

(動作検証・確認)

第49条 前条までに環境設定、データセットアップを行った後に運用試験及び業務遂行の検証を行い、正常動作を確認すること。

(サービス運用体制)

第50条 統合型GISの運用方法等については、以下のとおりとする。

(1) 統合型GIS稼働時間について

原則24時間365日とする。

(2) システムメンテナンスについて

システムメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、停止の10日前までに発注者の承認を受けた上、5日前までに内容及び期間を予告周知するものとする。ただし、緊急時を除き発注者の就業時間内の時間停止は行わないものとする。

(3) システムの操作方法の問い合わせについて

職員からの問い合わせ、障害発生時の連絡先を一元的に受け付ける、問い合わせ窓口(電話・メール)を設置すること。なお、電話対応は、祝祭日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時30分までとする。

(4) サービス提供に利用するソフトウェア、ハードウェアの保守について

受注者が責任を持って定期的及び随時に行うものとする。また、OSやブラウザ等ユーザー側のシステム環境について最新の製品の普及が認められる場合、速やかにバージョンアップ対応を行うものとする。

(5) アクセスログ報告

① 本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月1回報告するものとする。

② 本業務終了時においては1年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。

③ アクセスログに関する項目は、協議の上、決定するものとする。

(6) 人事異動の対応について

例年4月に行われる人事異動及び新規職員採用に伴い発生するアカウント、アクセス権限等の設定変更については、発注者担当者が実施するため、設定変更に係る作業マニュアルを作成し作業手法についての指導を行うものとする。

(7) データ更新

発注者から提供するデータの更新（差し替え）を行うこと。また、座標系の変換が必要な場合は、適宜変換すること。なお、データ更新する地図データの種類及び更新頻度は発注者と受注者で協議により決定するものとするが、原則年1回とするものとする。

(マニュアル作成)

第51条 統合型GISの運用全般において必要となるマニュアル類の整備を行うものとする。マニュアルは利用者向け・管理者向けそれぞれに作成を行うものとする。

2 利用者向け・管理者向けマニュアルは、初心者でも理解しやすいように本システムの画面ハードコピーを駆使し、利用できる機能の説明をわかりやすく記述し、各種機能単位に操作の手順、入力方法などを明確に記述すること（特殊な用語を使う必要がある場合は、巻末等に用語の説明文を用意すること）。

3 本業務の契約期間内に変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し、納品すること。

(研修)

第52条 統合型GISの操作説明会を実施するものとする。実施内容について、以下の内容を基本とし、職員の利用状況に応じて協議の上、内容を決定するものとする。

(1) 利用者研修

① 1回2時間程度の内容を1回行うものとする。

② 運用開始当初に基礎編の操作講習を行うものとする。

(2) 管理者研修

1回2時間程度の研修を1回行う。

(3) 研修場所及び使用機器

① 発注者が指示する会場において研修を行うものとする。

② プロジェクタ、スクリーン以外に必要なものについては、受注者が用意するものとする。

③ その他、協議の上必要とされた資料については、受注者が準備するものとする。

(4) オンライン研修

各職員の自席パソコン端末から、操作研修が動画等でオンラインにて受講できる環境を用意するものとする。

(障害対応)

第53条 以下の作業を受注者の責任において確実に実施すること。なお、以下に示す内容については必須条件であり、記載事項以外の内容についても発注者の業務に影響を与えないよう調整の上、必要に応じて実施すること。

- (1) システムの安定的な運用を確保する対応及び障害時の問い合わせ対応については24時間365日受け付けるものとする。
- (2) システム障害が発生した際には、ただちに発注者へ報告するとともに、職員や住民等の利用に影響が出ないように速やかに対処すること。システム保守体制として、障害または不具合が発生した場合は、おおむね1時間以内に初期対応が可能であること。
- (3) 障害復旧後、障害の原因、対策方法等を取りまとめて報告書を作成するとともに、その内容について発注者に速やかに報告すること。
- (4) ハードウェア故障、天災などの障害発生時に、短期間でシステム稼働を復旧可能とするために、本システムでデータバックアップを実施すること。データのバックアップは、日次で実施し、バックアップデータを直近3世代分保管すること。

第7章 公開型GIS

(公開型GIS基本要件)

第54条 公開型GISの構築における基本条件は下記のとおりとする。

- (1) インターネットASPの公開型GISパッケージ製品とすること。
- (2) 利用状況及びIT情勢の環境変化に応じて、新たなOSやブラウザへの対応を追加費用なしで逐次実施し、少なくともシステムの構築完了から5年間は最適な状況で利用できるサービスを提供すること。バージョンアップ等を行う際には、発注者の利用環境には影響を及ぼさずに最適な状態を保つことができること。
- (3) 一般利用者がパソコンやスマートフォン、タブレット等により、容易な操作で地図情報を取得できること。WEBブラウザのみで利用できることとし、事前に特別なアプリケーションのインストールを必要としないこと。
- (4) 利用するクライアント数に制限がないこと。また、大量のアクセス数に対しても利用者がスムーズに利用できるよう対策を講じること。
- (5) 搭載データの更新は、都度受注者への依頼を必要とせず、発注者自身で行うことができる仕組みを有していること。
- (6) 地図情報の公開に当たっては、地図情報の所管部署にて公開を承認したもののみを公開可能とする設定が可能なこと。
- (7) 公開処理については、日時設定による自動公開処理が可能であること。
- (8) 背景地図は、航空写真、地形図、民間地図等に対応し、発注者が公開するレイヤと重ね合わせて表示可能であること。
- (9) 住所、施設名称等をキーワード入力により検索が可能なこと。
- (10) 発注者のホームページ等からスムーズにリンクするアドレス等を設定すること。
- (11) 公開型GISで公開する情報をCSVやSHAPE、KML形式等でダウンロード可能とする仕組みを有すること。
- (12) 以下の動作環境で作動すること。
 - ① パソコン
 - a OS : Windows10以降
 - b ブラウザ : Google Chrome、Microsoft Edge、FireFox
 - ② スマートフォン・タブレット

過去3年以内に発売された主要な機種に対応し、また、運用期間中に販売される主要な機種において、追加費用なしで利用可能となるよう速やかに対応すること。

(システム環境構築・初期設定)

第55条 受注者は、システム構築・データセットアップに先立ち十分なシステム検証を実施した上で、本システムを稼働させるために、動作環境の設定・調整を行うものとする。

(データベース構築)

第56条 公開型GISの構築にともない、データベースの構築は以下のとおりとする。

- (1) 本業務を実施するにあたり、システムに搭載するデータは別紙3「公開型GIS搭載データ概要」を基本とするほか、受注者・発注者協議の上で決定することとする。発注者は搭載データをShape形式等汎用的なデータ形式にて受注者に貸与する。貸与するデータは変換を行ってもよいが、データの破損および改変等が起こらないよう細心の注意のもとに作業を行うこと。また、受注者はこれらの搭載データについて最終更新日のものをシステムにセットアップすること。
- (2) Shapeファイル形式以外の情報については、受注者により、システムに登載可能なよう、データ化をすること。ただし、ベンダー独自の形式で、変換不能であるものを除く。
- (3) 画面上に表示する際、また、印刷図として紙面に印字する際には、平面直角座標系で表示させるものとし、可能な限り測量精度を厳密に保った形での地図表現を行うものとする。
- (4) 関係図書が法令等で定められている情報については、その印刷書式に則った正確な色表現、ライン及びハッチングパターンを設定すること。背景地図が見づらくなならないよう発注者と協議のうえ着色等の調整が可能なこと。
- (5) 使用頻度の高い、標準的なA4・A3サイズの印刷レイアウトを設定するものとする。印刷レイアウトには、地図の方位記号、縮尺、印刷日時、印刷ユーザー名の要素についても印字できるよう設定を行うこと。なお印刷レイアウトの詳細については、発注者と受注者の協議の上決定する。
- (6) テストサイト
 - ① 本サービスを開始するにあたって、テストサイトを構築し、非公開による内部検証を行えること。その際、動作、表示内容等に不具合が発生した場合には、本サービス開始までに改善すること。
 - ② テストサイトは、関係者以外のアクセスを防止するため、ID及びパスワードによる認証機能を設定すること。
 - ③ 本システムの運用開始後においては、データの更新時又はシステムの設定変更時等の事前確認用として引き続き使用すること。

(動作検証・確認)

第57条 前条までに環境設定、データセットアップを行った後に運用試験及び業務遂行の検証を行い、正常動作を確認すること。

(サービス運用体制)

第58条 公開型GISの運用方法等については、以下のとおりとする。

(1) 公開型GIS稼働時間について

原則24時間365日とする。

(2) システムメンテナンスについて

システムメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、停止の10日前までに発注者の承認を受けた上、5日前までに内容及び期間を予告周知するものとする。ただし、緊急時を除き発注者の就業時間内の時間停止は行わないものとする。

(3) オンラインマニュアルについて

サービス利用者には操作方法を記載したオンラインマニュアルページを用意すること。

(4) サービス提供に利用するソフトウェア、ハードウェアの保守について

受注者が責任を持って定期的及び随時に行うものとする。また、OSやブラウザ等ユーザー側のシステム環境について最新の製品の普及が認められる場合、速やかにバージョンアップ対応を行うものとする。

(5) アクセスログ報告

① 本システムに対するアクセス状況を集計、整理し、アクセスログ報告書として、毎月1回報告するものとする。

② 本業務終了時においては1年間のアクセス状況を取りまとめて、年間のアクセスログ報告書を作成するものとする。

③ アクセスログに関する項目は、協議の上、決定するものとする。

(6) データ更新

発注者から提供するデータの更新(差し替え)を行うこと。また、座標系の変換が必要な場合は、適宜変換すること。なお、データ更新する地図データの種類及び更新頻度は発注者と受注者で協議により決定するものとするが、原則年1回とするものとする。

(障害対応)

第59条 以下の作業を受注者の責任において確実に実施すること。なお、以下に示す内容については必須条件であり、記載事項以外の内容についても発注者の業務に影響を与えないよう調整の上、必要に応じて実施すること。

(1) システムの安定的な運用を確保する対応及び障害時の問い合わせ対応については24時間365日受け付けるものとする。

- (2) システム障害が発生した際には、ただちに発注者へ報告するとともに、職員や住民等の利用に影響が出ないように速やかに対処すること。システム保守体制として、障害または不具合が発生した場合は、おおむね1時間以内に初期対応が可能であること。
- (3) 障害復旧後、障害の原因、対策方法等を取りまとめて報告書を作成するとともに、その内容について発注者に速やかに報告すること。
- (4) ハードウェア故障、天災などの障害発生時に、短期間でシステム稼働を復旧可能とするために、本システムでデータバックアップを実施すること。データのバックアップは、日次で実施し、バックアップデータを直近3世代分保管すること。

第8章 成果品

(成果品)

第60条 受注者は、成果品として以下の内容を納品することとする。なお、成果品のうち図形データやWordやPDF形式等のデータ等については、書類及びDVD-R等の電子媒体で納品することとする。また、納品物の詳細な内容について、発注者と事前に協議を行うこととする。

(1) 都市計画基本図の修正関連

1	都市計画基本図データ レベル 2500、5000、10000	1式
①	数値地形図データファイル DMデータ形式	1式
②	数値地形図データファイル Shape形式	1式
③	品質評価表	1式
④	メタデータ	1式
⑤	測量成果品検定証明書	1式
2	都市計画関連等データ	
①	都市計画関連等データ Shape形式	1式
②	縦覧図出力図 (S=1/2500)	1部
③	北部大阪都市計画総括図 (島本町)	10部

3 製品仕様書

(2) 道路台帳の電子化関連

1	道路台帳現況平面図データ (レベル 500)	1式
2	道路台帳図データ (レベル 500)	1式
3	基盤地図データ	1式
4	構造化データ	1式
5	道路台帳調書データ	1式
6	議会資料及び告示資料	1式
7	予察結果とりまとめ資料	1式
8	道路台帳図製本	1部

(3) 統合型GIS・公開型GIS

1	統合型GIS	1式
※	同時接続10ライセンス	
※	上記(1)、(2)のデータのインストール含む	
※	ゼンリン住宅地図データ (同時接続10ライセンス) 含む。	
2	公開型GIS	1式
※	フリーライセンス	
※	オンラインマニュアル含む。	
3	システム操作マニュアル (管理者向け、利用者向け)	1式

4	各種研修資料	1式
5	各種設計書（要件定義など）	1式
(4)	その他	
1	協議記録簿	1式
2	作業報告書	1式
3	その他本業務で発生した成果品	1式

（成果品の検査・納品）

第61条 本業務の成果品については、管理技術者立会いの上、発注者の検査を受けるものとする。前条の成果品は、発注者の検査完了後、納品とする。

（成果品の瑕疵）

第62条 成果品の納入後1年間を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受注者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正しなければならない。なお、成果品納入後1年間を経過した後も、特に重要な瑕疵である場合は、更に1年間責任が継続するものとする。また、これにかかる費用は受注者の負担とする。

別紙1 貸与資料一覧

番号	地図情報の名称	提供形式
1	令和5年度島本町航空写真撮影等業務成果	TIFF形式
2	島本町都市計画基本図データ	DM形式
3	近隣自治体の都市計画基本図データ	DM形式
4	縮小図(5,000及び10,000)	印刷図
5	都市計画関連データ	Shape形式又は紙資料
6	道路台帳路線網図	Shape形式
7	道路台帳現況平面図ラスターデータ	GeoTIFF形式
8	道路台帳図ラスターデータ	GeoTIFF形式
9	道路台帳調書	紙資料
10	地番図データ	Shape形式
11	ハザードマップデータ(洪水・土砂災害、地震)	Shape形式
12	ハザードマップデータ(ため池)	Shape形式
13	ハザードマップデータ(内水)	Shape形式
14	避難所データ	Shape形式
15	地域計画目標地図データ	Shape形式
16	森林台帳図(現道路台帳システムに搭載)	Shape形式
17	森林整備実施計画地図データ	Shape形式
18	水道台帳図関連データ	Shape形式
19	下水道台帳図関連データ	Shape形式
20	島本町内遺跡分布図	ai形式
21	公共施設情報関連データ	CSV形式
22	その他関係施設情報関連データ	CSV形式

別紙2 統合型GIS搭載データ概要

番号	地図情報の名称	提供形式	更新頻度	受注者更新
1	基盤地図データ	Shape 形式	不定期	○
2	航空写真（令和5年度分+2か年分）	TIFF 形式	1回/3年	○
3	住宅地図	Shape 形式	不定期	○
4	地番参考図 路線ライン	Shape 形式	1回/年	○
5	地番参考図 土地ライン	Shape 形式	1回/年	○
6	地番参考図 土地ポリゴン	Shape 形式	1回/年	○
7	地番参考図 図郭	Shape 形式	不定期	○
8	区域区分	紙資料	不定期	○
9	用途地域	紙資料	不定期	○
10	防火地域・準防火地域	紙資料	不定期	○
11	高度地区	紙資料	不定期	○
12	生産緑地地区	紙資料	不定期	—
13	居住誘導区域	Shape 形式	不定期	○
14	都市機能誘導区域	Shape 形式	不定期	○
15	都市計画道路	紙資料	不定期	○
16	都市計画公園	紙資料	不定期	○
17	都市計画緑地	紙資料	不定期	○
18	都市計画施設	紙資料	不定期	○
19	土地区画整理事業	紙資料	不定期	○
20	地区計画	紙資料	不定期	○
21	建築協定	紙資料	不定期	○
22	景観計画区域	紙資料	不定期	○
23	河川保全区域	Shape 形式	不定期	○
24	宅地造成等工事規制区域	Shape 形式	不定期	○
25	近郊緑地保全区域	Shape 形式	不定期	○
26	建ぺい率・容積率	紙資料	不定期	○
27	高さの限度	紙資料	不定期	○
28	外壁後退	紙資料	不定期	○
29	斜線制限	紙資料	不定期	○
30	日影制限	紙資料	不定期	○
31	建築制限（市街化調整区域内における旧住造法に基づく区域も含む）	紙資料	不定期	○

番号	地図情報の名称	提供形式	更新頻度	受注者更新
32	境界確定図面	紙資料	1回/年	○
33	道路台帳図ラスタデータ	TIFF形式	—	—
34	道路台帳図データ 点	Shape形式	1回/年	○
35	道路台帳図データ 線	Shape形式	1回/年	○
36	道路台帳図データ 面	Shape形式	1回/年	○
37	道路台帳図データ 注記等	Shape形式	1回/年	○
38	道路路線網データ	Shape形式	1回/年	○
39	淀川浸水深データ	Shape形式	不定期	○
40	水無瀬川浸水深データ	Shape形式	不定期	○
41	内水氾濫データ	Shape形式	不定期	○
42	震度マップ	Shape形式	不定期	○
43	建物被害マップ	Shape形式	不定期	○
44	土砂災害（急傾斜）	Shape形式	不定期	○
45	土砂災害（土石流）	Shape形式	不定期	○
46	避難所	Shape形式	不定期	○
47	一次避難地	Shape形式	不定期	○
48	地域計画目標地図 線	Shape形式	1回/10年	○
49	地域計画目標地図 点	Shape形式	1回/10年	○
50	地域計画目標地図 担い手アルファベット	Shape形式	不定期	○
51	大阪府地域森林計画 線	Shape形式	1回/5年	○
52	小林班	Shape形式	1回/5年	○
53	防災人工林整備（間伐）	Shape形式	不定期	○
54	風倒木被害整備	Shape形式	不定期	○
55	木材利用整備	Shape形式	不定期	○
56	管理道整備（既設）	Shape形式	不定期	○
57	管理道（新設）	Shape形式	不定期	○
58	自然歩道周辺整備	Shape形式	不定期	○
59	（参考）竹林拡大範囲	Shape形式	不定期	○
60	中期的整備が必要な人工林	Shape形式	不定期	○
61	サントリー天然水の森事業協定範囲	Shape形式	不定期	○
62	ボランティア活動エリア	Shape形式	不定期	○
63	森林に隣接している道路網位置図	Shape形式	不定期	○
64	上水道 貯水槽	Shape形式	1回/年	○
65	上水道 弁栓オフセット線	Shape形式	1回/年	○
66	上水道 付属設備	Shape形式	1回/年	○

番号	地図情報の名称	提供形式	更新頻度	受注者更新
67	上水道 配水管	Shape 形式	1 回/年	○
68	下水道（汚水） 管渠注記	Shape 形式	1 回/年	○
69	下水道（汚水） 柵注記	Shape 形式	1 回/年	○
70	下水道（汚水） 人孔注記	Shape 形式	1 回/年	○
71	下水道（汚水） 管渠引出線	Shape 形式	1 回/年	○
72	下水道（汚水） 柵引出線	Shape 形式	1 回/年	○
73	下水道（汚水） 人孔引出線	Shape 形式	1 回/年	○
74	下水道（汚水） 柵	Shape 形式	1 回/年	○
75	下水道（汚水） 人孔	Shape 形式	1 回/年	○
76	下水道（汚水） 取付管	Shape 形式	1 回/年	○
77	下水道（汚水） 管渠	Shape 形式	1 回/年	○
78	下水道（汚水） 起点記号	Shape 形式	1 回/年	○
79	下水道（雨水） 管渠注記	Shape 形式	1 回/年	○
80	下水道（雨水） 柵注記	Shape 形式	1 回/年	○
81	下水道（雨水） 人孔注記	Shape 形式	1 回/年	○
82	下水道（雨水） 管渠引出線	Shape 形式	1 回/年	○
83	下水道（雨水） 柵引出線	Shape 形式	1 回/年	○
84	下水道（雨水） 人孔引出線	Shape 形式	1 回/年	○
85	下水道（雨水） 柵	Shape 形式	1 回/年	○
86	下水道（雨水） 人孔	Shape 形式	1 回/年	○
87	下水道（雨水） 取付管	Shape 形式	1 回/年	○
88	下水道（雨水） 管渠	Shape 形式	1 回/年	○
89	下水道（雨水） 起点記号	Shape 形式	1 回/年	○
90	島本町内遺跡分布図	ai 形式	不定期	○

別紙3 公開型GIS搭載データ概要

番号	地図情報の名称	形式	更新頻度	受注者更新
1	民間地図	—	1回/年以上	○
2	地形図	Shape 形式	不定期	○
3	航空写真	GeoTIFF 形式	1回/3年	○
4	地番図	Shape 形式	1回/年	○
5	都市計画情報	Shape 形式	不定期	○
6	ハザードマップ	Shape 形式	不定期	○
7	認定路線網図	Shape 形式	1回/年	○
8	道路台帳図	Shape 形式	1回/年	○
9	森林台帳図（現道路台帳システムに搭載）	Shape 形式	適宜	○
10	上水道台帳図	Shape 形式	1回/年	○
11	下水道台帳図	Shape 形式	1回/年	○
12	島本町内遺跡分布図	ai 形式	適宜	○
13	公共施設情報	Shape 形式	適宜	○
14	施設情報	Shape 形式	適宜	○